公益財団法人 日本無線協会
Japan Radio Institute

資料４－６

「無線従事者制度について」

公益財団法人 日本無線協会

令和8年11月4日

日本無線協会の概要

沿革

日本無線協会は、昭和５６年、「財団法人無線従事者国家試験センター」として設立（平成２５年、「公益財団法人日本無線協会」に移行）され、現在、電波法に基づく国家試験事業及び講習事業等を**本部及び全国10支部**において実施。

事業概要

（１）**無線従事者国家試験事務**（総務大臣から指定試験機関として指定）
➤ **全ての無線従事者資格（２３資格）の国家試験**を実施

（２）**講習事業**

① **主任無線従事者講習**（総務大臣から指定講習機関として指定）
➤ 無線従事者資格を有しない者（無資格者）が無線設備の操作を行う場合に、当該無資格者に対して監督を行う無線従事者に対する講習。免許人は、主任無線従事者に選任の日から６か月以内及び講習終了後５年以内に本講習を受講させなければならない。

② 無線従事者養成課程（総務大臣の認定を受けて実施）
➤ 上級資格を除く無線従事者資格を取得するための講習（講習後の修了試験を経て資格を取得）

③ 無線従事者認定講習課程（総務大臣の認定を受けて実施）
➤ 無線従事者資格を有し、かつ、一定の業務経歴を有する者が上位の資格を取得するための講習

④ 船舶局無線従事者証明認定新規訓練（総務大臣の認定を受けて実施）
➤ 国際航海に従事する船舶等の無線設備の操作を行う際に必要である船舶局無線従事者証明を新規に受けるための訓練

⑤ 無線従事者フォローアップ研修
➤ 無線従事者免許を受けた者は無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めることが求められているため、その一助として研修を実施（無線従事者規則第４７条第２項）

Ⅰ　国家試験受験申請者数の減少と無線従事者の育成

公益財団法人 日本無線協会
Japan Radio Institute

国家試験受験申請者数の現状

○　無線従事者の国家試験**受験申請者数が減少**傾向（P3グラフ参照）

○　無線局の免許制度においては、電波法令に関する知識を有し、運用するための技術的能力を持った**無線従事者が必要であり**、社会経済活動に必要不可欠な無線局の継続的で円滑な運用の観点から、無線従事者は重要な役割を果たしており、今後も**引き続き育成が必要**と認識

○　協会では、定例試験に加え工業高校等で**臨時試験を実施**（H7年度:全国56か所･2,700人受験）
また、受験機会増のため、一部資格に**CBT方式の試験を導入**（約300か所）

無線従事者の育成に向けての課題

○　免許人が必要に迫られて、その従業員が受験するのに任せるだけではなく、生徒・学生に**将来の目標となる就職先**（活躍先）**と無線従事者の関連（需要予測等）を可視化**し、**受験に導く**ため、職業別に必要とされる資格の提示と社会への周知方法について検討する必要

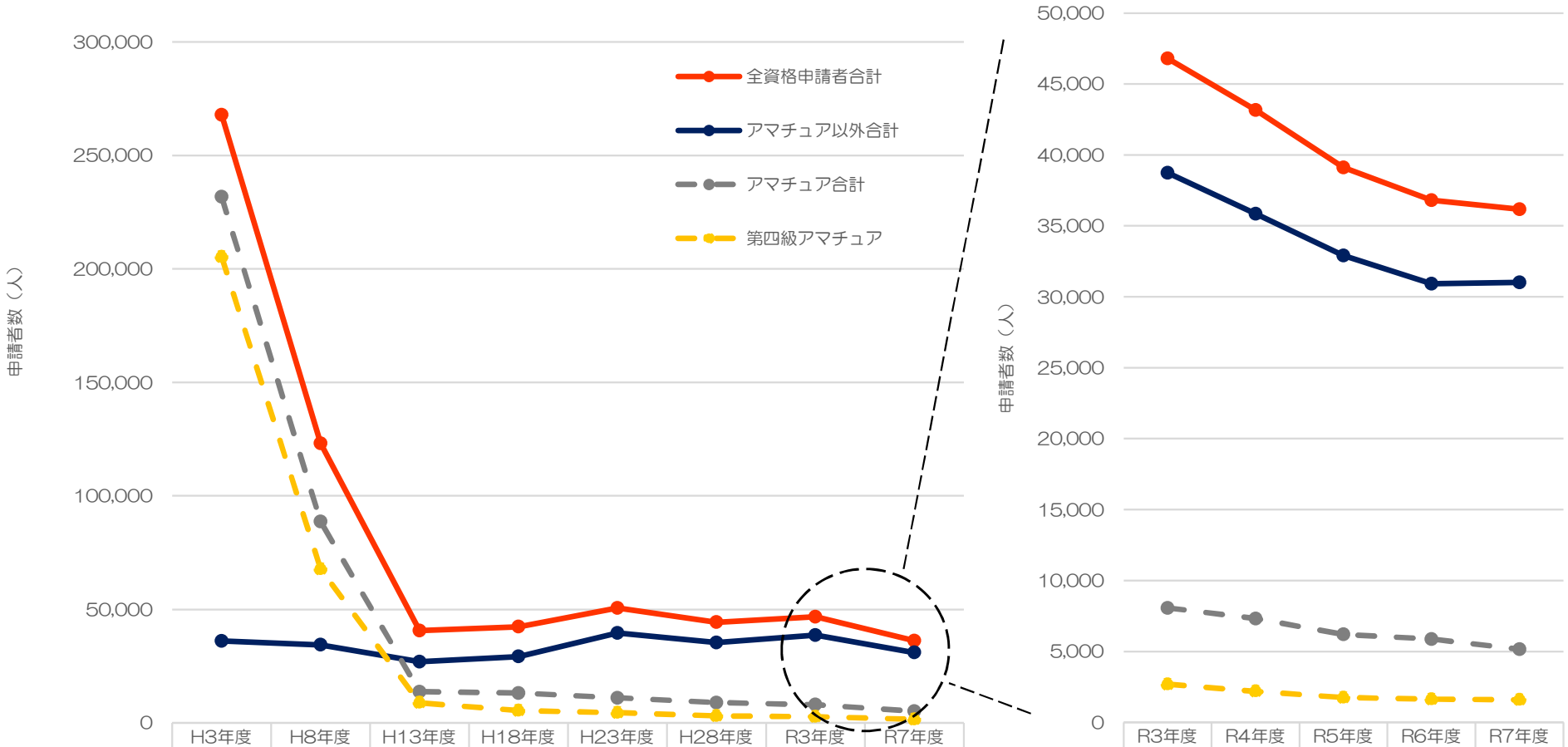
○　生活のあらゆる場面で**無線が利用**されており、無線従事者の要否にかかわらず**無線の知識を有する人材が必要**となっていることを**社会全体で認識共有することが必要**

○　**無線の知識を有する人材**であることを公的に明示する手段として、**無線従事者資格の取得を推進**する必要

○　**資格取得の入口と上位資格へのステップアップ**の道筋、各種無線設備を使用する場合に必要な資格は何か、分かりやすく、明示する必要

○　**受験者数**が極端に**少ない資格**について、**存続の検討**が必要

国家試験受験申請者数の推移（第四級アマチュア無線技士との対比）



	H3年度	H8年度	H13年度	H18年度	H23年度	H28年度	R3年度	R7年度
全資格申請者合計	267,931	123,160	40,735	42,399	50,655	44,373	46,812	36,173
アマチュア以外合計	36,159	34,448	27,000	29,272	39,577	35,431	38,741	31,013
アマチュア合計	231,772	88,712	13,735	13,127	11,078	8,942	8,071	5,160
第四級アマチュア	205,289	67,773	8,867	5,444	4,481	3,056	2,692	1,591

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
	46,812	43,168	39,113	36,807	36,173
	38,741	35,847	32,907	30,930	31,013
	8,071	7,321	6,206	5,877	5,160
	2,692	2,190	1,749	1,638	1,591

※1　H3年度は総務省「情報通信白書」、H8年度以降は当協会資料による。
※2　H8年度より全資格の国家試験を当協会で実施。

※ 当協会資料による。

無線従事者の育成に向けての要望

○　**無線従事者の需要予測（可視化）**

- 新技術の導入、制度改正、無線従事者の選任状況等から、無線従事者の需要予測を可視化

○　**無線従事者資格の取得推進**

- **初級資格**（第三級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、第四級アマチュア無線技士）**の知識要件を見直し、入門資格**（他の無線システムへの影響の少ない無線設備の操作が可能）へ
- **各資格に求められる知識要件の見直し**（現在の無線局の運用に求められる内容に）
- **各資格で操作可能な無線設備等の範囲を明確に**（無線局種・設備の明示等）
- **上位資格へのステップアップ方策の見直し**（受験者の負担を軽減）
- **分野**（陸上･海上･航空）**の異なる資格への移行方策の見直し**

 （例えば、陸上分野の資格保持者が同技術レベルの異なる分野の資格を取得する際に、差分知識のみを求めることで受験者の負担を軽減）
- ニーズが低下した資格、受験者数が極端に少ない資格の整理
- 無線従事者資格の**社会的認知度向上**（中高生向けPR（学校の授業への導入、電波教室、ｅ-ネットキャラバンの無線版等））
- **国家試験等の安定的な提供**

Ⅱ　無線従事者に求められる知識・技能の変化への対応

モールス電信等の試験の現状

○　「モールス電信」は、第1･2･3級総合無線通信士（総通）及び
　　国内電信級陸上特殊無線技士（国内電信級）の資格で試験を実施

○　「地理」は、1･2総通の資格で試験を実施

○　「NBDP（狭帯域直接印刷電信）」は、1総通及び1･2･3海通の資格で試験を実施

求められる知識・技能の変化

（P9 国際条約の改正を参照）

○　平成11年(1999)2月のGMDSS完全移行により、無線従事者に**モールス電信の技能**及び**地理の知識**が**求められなくなった**

○　令和６年(2024)1月のGMDSS近代化に伴うRR改正により、**NBDPの技能が求められなくなった**

モールス電信等の試験科目の要望

○　モールス電信
　　1･2･3総通の試験科目(電気通信術)から、モールス電信を廃止
　　※　モールス電信の技能試験が必要であれば、資格試験とは別に実施してはどうか

○　地理
　　1･2総通の試験科目から、地理の科目を廃止

○　NBDP
　　1総通及び1･2･3海通の試験科目(電気通信術)から、NBDPを廃止

その他の課題

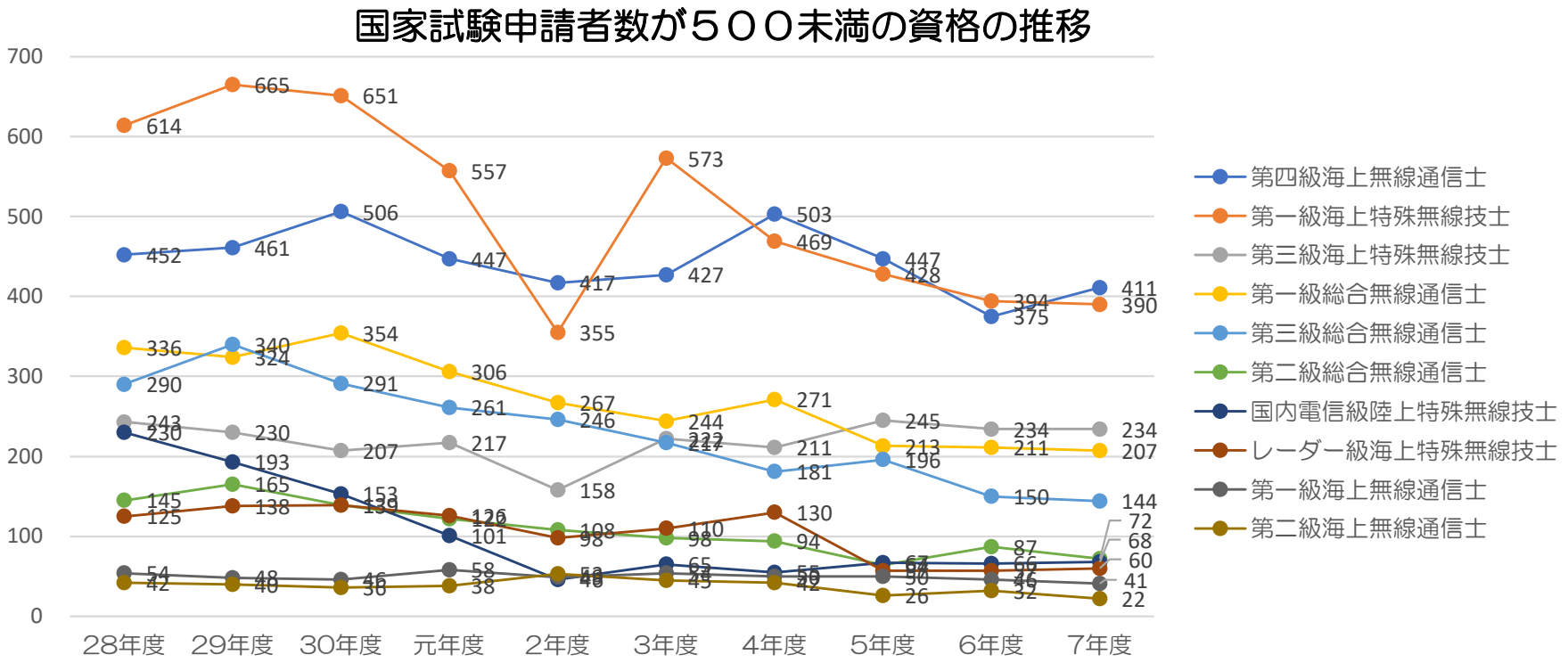
○　**モールス電信試験員の高齢化**(平均71歳)への**対応**（無線通信業務に７年以上従事した経験が必要）

○　**1･2･3総通の資格の存続**

○　**漁船･漁業用海岸局では一部でモールス電信を利用**

受験者数が少数の資格の現状

○　令和7年度の受験者数が100名未満の資格（総通を除く）は、**2海通**·22名（2回）、**1海通**·41名（2回）、**レーダー級**海上特殊無線技士（レーダー級）·60名（3回）、**国内電信級**·68名（3回）＊カッコ内は年間試験回数



受験者数が少数の資格についての要望

○　**1·2海通、レーダー級、国内電信級**は、受験者数が少ないため**廃止又は試験回数の削減**

Ⅳ　講習事業について

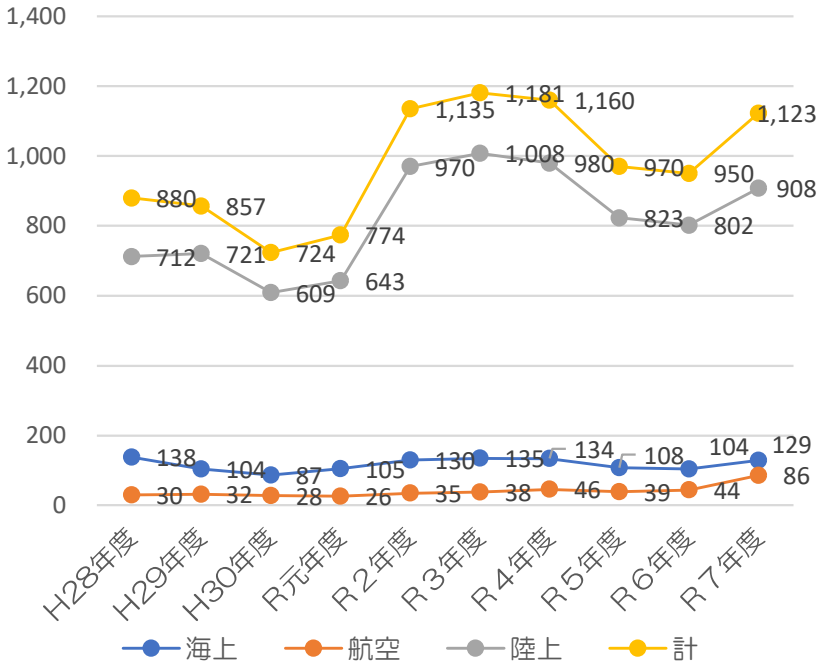
主任無線従事者講習

○　主任無線従事者講習の受講者は徐々に増加。〔直近５年間(R3～7年度)の受講者総数：5,384名〕

○　課題

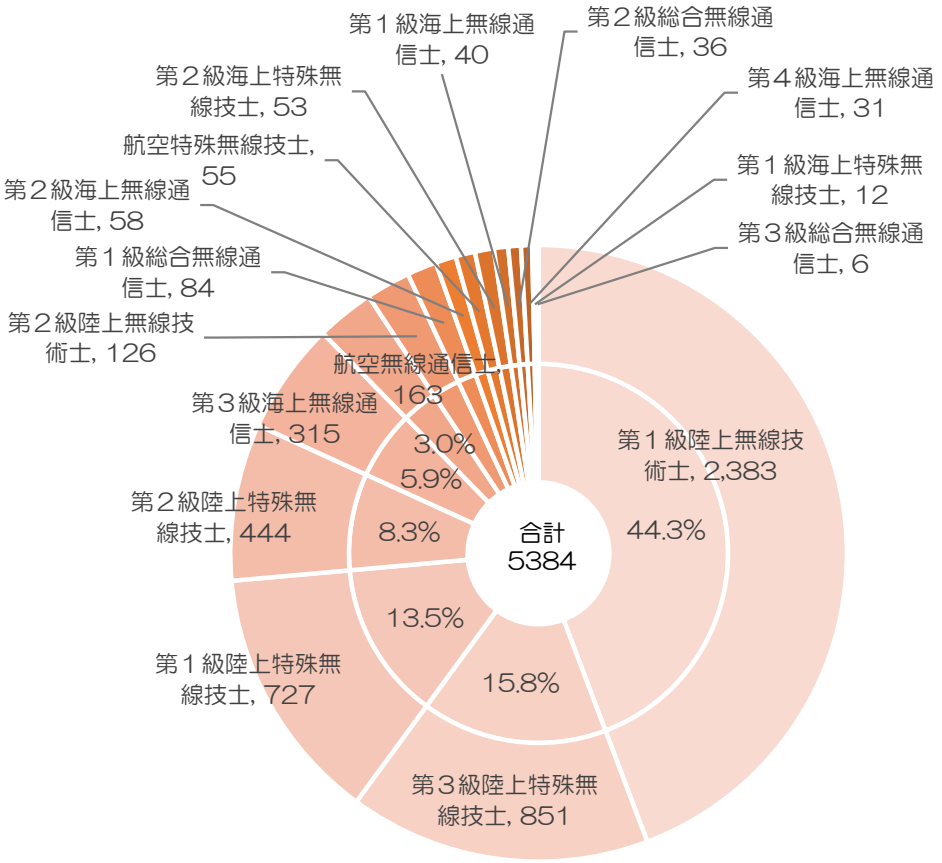
- 主任無線従事者の下で訓練を受け業務経験を積んだ資格を有しない者が資格を**取得するための支援策**

主任無線従事者講習 受講者数の推移



〔 講習期間改正（H25.4.1）3年以内 ⇒ 5年以内 〕

主任講習受講者（資格別）R3～7年度



無線従事者養成課程等

○　養成課程等の講義内容について、無線従事者**資格の見直しで求める内容に連動した更新**

無線従事者フォローアップ研修

○　令和２年１２月に改正された無線従事者規則第47条第2項に対応するものとして企画・実施
○　受講者の構成は、大手通信事業者、放送事業者の第１級陸上無線技術士、第１級陸上特殊無線技士が主体
○　受講者の各講義の評価は、有意義が多数（R7年度）
○　努力義務規定であり、**受講者が少数**
○　課題
　・　フォローアップ研修修了者へのインセンティブの付与

＜**実施状況**＞

年度	実施日	参加者数
令和3年度	なし（新型コロナ対応）	-
令和4年度	R4.8.3～4	12
	R4.10.27～28	17
令和5年度	R5.10.19～20	28
	R5.11.21～22	19
令和6年度	R6.10.10～11	42
令和7年度	R7.10.9～10	42
令和8年度	R8.10.22～23	38

＜**講義内容**＞

令和７年度〔講義時間:14時間〕	令和８年度〔講義時間:14時間〕
電波行政の動向等	電波行政の動向等
放送行政の動向等	放送行政の動向等
電波法令Ⅰ　基本構成及び手続	電波法令Ⅰ　基本構成及び手続
電波法令Ⅱ　違反事例等	電波法令Ⅱ　違反事例等
情報セキュリティ法制	情報セキュリティ法制
無線工学Ⅰ　防護指針	無線工学Ⅰ　防護指針
無線工学Ⅱ　障害事例等	無線工学Ⅱ　障害事例等
専門技術Ⅰ　無線通信技術関係	専門技術Ⅰ　無線通信技術関係
専門技術Ⅱ　測定関係	専門技術Ⅱ　測定関係
IOT動向・IOTセキュリティ技術	５G最新技術と６Gへの進化

（参考）

国際条約の改正について

○　平成11年(1999)2月のGMDSS*完全移行により、海上分野の遭難・緊急・安全通信がモールス電信からデジタル技術と衛星通信を活用したもの（DSC（Digital Selective Calling/ﾃﾞｼﾞﾀﾙ選択呼出）･NBDP (Narrow-Band Direct Printing/狭帯域直接印刷電信））に置き換わり、無線通信規則（RR*）**の無線従事者の要件**から、**モールス電信の技能及び地理の知識が求められなく**なった

○　RRの**GMDSS対応資格**として制定された**第1･2･3級海上無線通信士**（全てのGMDSS下の通信系及び機器の運用が可能）では、**モールス電信及び地理の試験は実施していない**

○　令和６年(2024)1月のGMDSS近代化に伴うRR改正により、**無線従事者の要件**から、**NBDPの技能が求められなく**なった

＊：海上における遭難及び安全の世界的制度（ Global Maritime Distress and Safety System, GMDSS ）
無線通信規則（ITU Radio Regulations, RR ）
海上における人命の安全のための国際条約（ International Convention for the Safety of Life at Sea, SOLAS ）

＊＊：第一級無線電子証明書（1st-class radio electronic certificate）、第二級無線電子証明書（2nd-class radio electronic certificate）、一般無線通信士証明書（General operator’s certificate）及び制限無線通信士証明書（Restricted operator’s certificate: VHF海岸局の通信圏内で要求される通信系及び機器の運用に制限。1海特及び第2級総合無線通信士が該当。）

国家試験年間実施概要（定期）

資格名	試験科目数（注1）	試験日数	試験月	試験地																	
				本部・支部所在地											学校等				CBT方式	備考	
				東京都	札幌市	仙台市	長野市	金沢市	名古屋市	大阪市	広島市	松山市	熊本市	那覇市	輪島市	舞鶴市	三豊市	福岡市			
第一級総合無線通信士	7科目	4日	9・3	○	○	○			○	○	○		○	○							
第二級総合無線通信士	7科目	4日	9・3	○	○	○			○	○	○		○	○							
第三級総合無線通信士	5科目	3日	9・3	○	○	○			○	○	○		○	○							
第一級海上無線通信士	6科目	3日	9・3	○	○	○			○	○	○		○	○							
第二級海上無線通信士	6科目	3日	9・3	○	○	○			○	○	○		○	○							
第三級海上無線通信士	4科目	2日	9・3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
第一級陸上無線技術士	4科目	2日	7・1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	注4			
第二級陸上無線技術士	4科目	2日	7・1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	注4			
第四級海上無線通信士	2科目	1日	8・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
航空無線通信士	4科目	1日(注3)	8・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注5						
第一級海上特殊無線技士	4科目（注2）	1日	6・10・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
第二級海上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		
第三級海上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		
レーダー級海上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	6・10・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
航空特殊無線技士	3科目（注2）	1日	6・10・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
第一級陸上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	6・10・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
第二級陸上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		
第三級陸上特殊無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		
国内電信級陸上特殊無線技士	2科目	1日	6・10・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
第一級アマチュア無線技士	2科目	1日	5・11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						日曜日実施	
第二級アマチュア無線技士	2科目	1日	5・11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						土曜日実施	
第三級アマチュア無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		
第四級アマチュア無線技士	2科目（注2）	1日	CBT方式																注6		

注1　電気通信術は、電信、電話、NBDPを1科目として計上
注2　工学と法規の2科目を同一時間内に実施
注3　東京都のみ受験者多数のため2日
注4　7月期のみ（第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士）
注5　2月期のみ（航空無線通信士）
注6　全国300ヵ所以上のテストセンターで年間を通じて実施（CBT方式）